

児童館・児童クラブのあり方検討報告書

令和6年3月

仙台市社会福祉審議会・児童福祉専門分科会
児童館・児童クラブのあり方検討部会

仙台市子ども・子育て会議
児童館・児童クラブのあり方検討部会

目次

I	はじめに	1
1	児童館・児童クラブのあり方検討の経緯	1
2	「こどもまんなか社会」実現に向けた国の動向	1
3	検討部会の目的、位置づけ	2
4	報告書の位置づけ	2
5	推進方法	2
II	児童館・児童クラブ事業の現状	3
1	事業の目的等	3
2	児童館の機能	3
3	各事業の概要	4
4	現状の調査	5
III	児童館・児童クラブの課題	7
1	面積の確保	7
2	人材の確保・育成	8
3	老朽化・人口減少社会への対応	9
4	環境整備の遅れ	10
5	ICT利活用の遅れ	11
6	子育て家庭への支援	12
7	安全の確保	13
IV	基本理念	14
V	中長期を見据えた基本方針	14
1	児童の生活の場・遊び場の環境改善	14
2	多様性の尊重・子育て家庭を支える地域の拠点	14
3	児童の育ちを支える人材、持続可能な児童館・児童クラブ運営	14
4	社会の変化に対応した施設計画	14
VI	基本方針を踏まえた具体的な対応方針	15
1	児童の生活の場・遊び場の環境改善	15
2	多様性の尊重・子育て家庭を支える地域の拠点	18
3	児童の育ちを支える人材、持続可能な児童館・児童クラブ運営	23
4	社会の変化に対応した施設計画	28
5	子育て家庭の負担軽減、ICT利活用（1～3にまたがる対応方針、施策）	31

参考資料1 児童館・運営団体アンケート調査

参考資料2 仙台市児童館・児童クラブ利用者等アンケート調査報告書

参考資料3 児童館・児童クラブのあり方検討部会委員名簿

参考資料4 児童館・児童クラブのあり方検討の審議経過

I はじめに

1 児童館・児童クラブのあり方検討の経緯

- ・仙台市では、子育てを応援する機運を地域社会全体で高め、子ども¹の成長をすべての人が喜び、子育ての楽しさを実感できる「子育てが楽しいまち・仙台」の実現に向けた取り組みを進めているところである。
- ・児童館・児童クラブに関しては、政令市移行後、1小学校区に1児童館の方針で進めていた児童館整備が一定の進捗に達し、今後は老朽化への対応等が必要となっている。
- ・平成27年度の子ども・子育て支援新制度の導入後、児童クラブの登録児童数の急増により、児童の居場所としての十分な広さの確保やサテライト室²の増加、児童クラブ事業以外の子育て家庭支援や地域交流推進等の児童館機能の確保が課題となっている。
- ・また、必要となる職員数も増加し、恒常的な保育士不足の中、放課後児童支援員の確保や育成が課題となっているほか、ICTツールを活用したデジタル化によるサービス向上と職員の負担軽減などにも取り組む必要がある。
- ・このような状況を踏まえ、児童館・児童クラブを取り巻く様々な課題に対応し、将来的に事業を持続可能なものとしていくため、児童館・児童クラブのあり方について検討を行うこととしたものである。

2 「こどもまんなか社会」実現に向けた国の動向

- ・近年の就労環境や家族形態の多様化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境や課題が複雑化する中で、国においては、次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、「こども基本法」が令和5年4月に施行された。
- ・また、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するために、子ども及び子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上、子どもの健やかな成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援並びに子どもの権利利益の擁護に関する事務を行う、「こども家庭庁」が令和5年4月に発足している。
- ・「こども家庭庁」は、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取り組み・政策を社会の真ん中に据えて、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする、そうした社会を地方自治体と連携を強化しながら目指すとしている。

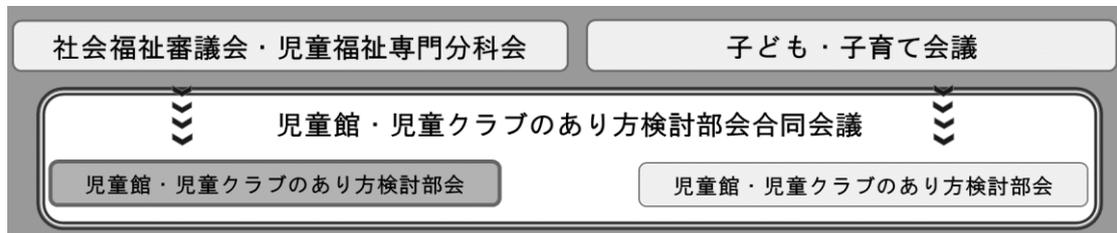
¹ 本報告書においては、本報告書が児童館・児童クラブのあり方に関するものであることを踏まえ、原則「児童」と表記するが、法令や事業名として「子ども」または「こども」が用いられている場合や、対象を広く表現する場合においては、「子ども」または「こども」と表記する。

² 本市の児童クラブは、児童館本館での開設を基本としているが、児童クラブへの登録希望者が多い場合は施設外の場所に、児童クラブ運営のためのサテライト室を設置し、双方の場所を利用して児童クラブ事業を運営している。

3 検討部会の目的、位置づけ

- ・検討部会は、児童館・児童クラブを取り巻く様々な課題に対応し、市民サービスの維持・向上を図りつつ、将来的に事業を持続可能なものとしていくための中長期的な取り組みについて、地域の子ども・子育て支援に関わる方や専門的知見を有する方により、集中的、専門的に調査審議することを目的とする。
- ・児童館・児童クラブのあり方の検討は、児童福祉法、子ども・子育て支援法いずれにも関係することから、「仙台市社会福祉審議会・児童福祉専門分科会」及び「仙台市子ども・子育て会議」それぞれに検討部会を設置し、2つの検討部会の合同会議として審議検討を行った。(図表1)

図表1 検討体制図



4 報告書の位置づけ

本報告書は、仙台市が今後、児童館・児童クラブを取り巻く様々な課題に対応し、将来的に事業を持続可能なものとしていくための取り組みを、効果的かつ効率的に行うための提言として取りまとめたものである。

5 推進方法

児童館・児童クラブ事業は、これまでも「仙台市すこやか子育てプラン」により体系的に事業を位置づけ、子ども・子育て支援法に基づく「仙台市子ども・子育て事業計画」も含め、当該プランに具体的な計画や目標を設定した上で、事業を実施し、その進行管理及び評価をしていたものである。

そのため、本報告書の提言内容についても、仙台市として児童館・児童クラブのあり方の方針等について更なる精査を行った上で、その具体的な計画や目標等を今後策定する「仙台市すこやか子育てプラン」に盛り込み、事業の推進及び計画管理等を行っていくべきものとする。

Ⅱ 児童館・児童クラブ事業の現状

1 事業の目的等

(1) 児童館

- ・児童館とは、児童福祉法第40条に規定される児童厚生施設であり、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的としている。

(2) 児童クラブ事業

- ・児童クラブ事業とは、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業で、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としている。

2 児童館の機能

(1) 仙台市における児童館の4機能

①児童健全育成機能

- ・自由来館児童への遊び場の提供に加え、遊びの指導や各種行事等を通して、児童の健全育成を図る。

②子育て家庭支援機能

- ・親子を対象とした行事や幼児クラブの開設、子育て相談、子育てサークル等の育成などにより、子育て家庭の支援を行う。

③地域交流推進機能

- ・地域との連携事業の実施や交流活動を通して地域コミュニティの活性化を図るとともに、子育て支援クラブ³や子ども会などの児童館を拠点に活動する、児童の健全育成を図る団体の育成支援を行う。

④児童クラブ事業機能

- ・昼間に保護者が就労等により家庭にいない小学1年生から6年生の児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る。

図表2 児童館の地域交流（老人会との七夕飾り作成）



資料：公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 HP

³ 子育て支援クラブは、子どもの健やかな成長を願ってボランティア活動を行うクラブであり、子育てについての話し合いや行事を地域の中で児童館・児童センターと共に行っている。

3 各事業の概要

(1) 児童館事業の概要

開館日・開館時間		<ul style="list-style-type: none"> ・日曜・祝日・年末年始を除く毎日 ・午前9時～午後6時（土曜日は午後5時）
利用対象		<ul style="list-style-type: none"> ・児童（0～18歳未満） ・未就学児は保護者同伴の場合に利用可能
整備状況	児童館・児童センター※1	98館
	マイスクール児童館※2	12館
	コミュニティ児童館※3	2館
	合計	112館※4
	（参考）小学校区	119学区

※1 児童センターとは、児童館の機能に加え、体力増進を図る機能を有するものをいう。

※2 マイスクール児童館とは、小学校の転用可能な教室を活用して、児童館に準じた施設として児童館事業を行うものをいう。

※3 コミュニティ児童館とは、小学校の敷地内で、地域の運営委員会への業務委託により、児童館に準じた施設として児童館事業を行うものをいう。

※4 このほか、令和5年10月より生出小学校区において、主に児童クラブ事業を中心に実施する「生出児童クラブ室」を開設している。

(2) 児童クラブ事業の概要

開設時間	平日	放課後～午後6時（延長利用：～午後7時15分）
	土曜日	午前9時～午後5時
	学校長期休業日等	午前8時～午後6時（延長利用：～午後7時15分）
登録児童数		14,315人
1年生		4,361人（30.5%）
2年生		4,130人（28.9%）
3年生		3,123人（21.8%）
4年生		1,720人（12.0%）
5年生		747人（5.2%）
6年生		234人（1.6%）
要支援児※数		738人（5.2%）
待機児童数		11人
保護者負担金		・基本利用分：3,000円　・延長利用分：1,000円
減免世帯		<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯、市民税非課税世帯等：全額 ・市民税課税かつ所得税非課税世帯等：半額

※要支援児とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童のほか、同等と認められた児童、また、発達の遅れ等により特別な支援が必要と認められた児童をいう。仙台市においては、学識経験者や専門機関の職員等を委員とした支援検討会議において支援の必要性を判定している。

4 現状の調査

(1) 児童館アンケート調査（参考資料1）

- ・調査の目的

各児童館の管理者に対し、児童館・児童クラブ事業の現状や課題等について調査し、諸課題の解決と事業のあるべき姿・将来的な方向性を共に考えていく際の参考とすることを目的として、アンケート調査を実施した。

- ・調査対象及び回収率

市内の全児童館（112館）（回収率100%）

- ・調査方法

児童館管理運営団体へ電子メールにて調査票を送付し、運営団体において管理する児童館の回答をとりまとめの上回収。

- ・実施期間

令和3年10月から11月

- ・主な調査項目

児童クラブ登録児童数、要支援児対応、児童館の人員体制、児童館の施設・設備

(2) 児童館管理運営団体アンケート調査（参考資料1）

- ・調査の目的

指定管理者等として児童館運営に携わっている団体に対し、児童館・児童クラブ事業の現状や課題、今後の団体運営を見据えた将来展望等について調査し、諸課題の解決と事業のあるべき姿・将来的な方向性を共に考えていく際の参考とすることを目的として、アンケート調査を実施した。

- ・調査対象及び回収状況

市内の全児童館管理運営団体（12団体）（回収率100%）

- ・調査方法

児童館管理運営団体へ電子メールにて調査票を送付し、回収。その後、調査票をもとに各団体にヒアリングを実施。

- ・実施期間

令和3年10月から12月

- ・主な調査項目

児童クラブ登録児童数、児童クラブ面積基準、子育て支援室、児童館の人員体制、児童クラブ保護者負担金、サテライト室運営、団体運営上の課題

(3) 児童館・児童クラブ利用者等アンケート調査（参考資料2）

・調査の目的

児童館・児童クラブのあり方の検討を進めるにあたり、こども基本法第11条（こども施策に対するこども等の意見の反映）の趣旨も踏まえ、児童の居場所の環境改善など諸課題の対応方針の検討にあたっての基礎資料とすることを目的として、小学生（保護者を含む）、中高生及び児童館・児童クラブ利用者等を対象としたアンケート調査を実施した。

・調査対象及び回収状況

調査対象者	配布数	回収数	回収率
①児童クラブ利用児童	606	151	24.9%
②児童クラブ利用児童の保護者	606	209	34.5%
③小学生	653	262	40.1%
④小学生の保護者	653	228	34.9%
⑤乳幼児親子自由来館者	-	155	-
⑥-1 中高生自由来館者	-	162	-
⑥-2 中高生	2,500		

※回収数とは、有効回収数を指し、回収されたが全くの白紙回答であったものなどを除き、集計を行った件数をいう。

※③、④のうち、現に児童クラブを利用していると回答した方は、それぞれ①、②へ合算して集計をしている。

・調査方法

学校、児童館を通じてアンケート調査への協力依頼文を配布し、WEB フォームによるオンライン回答

・調査期間

令和5年6月26日から7月17日

・主な調査項目

調査対象者	主な調査項目
①児童クラブ利用児童	児童クラブの居心地、改善要望 等
②児童クラブ利用児童の保護者	児童クラブの満足度、改善要望、保護者負担金、長期休業中の注文弁当配送、児童館の立地 等
③小学生（児童クラブ利用児童以外の児童）	児童館へ行きたいと思うか、改善要望、どうなれば児童館へ行きたいと思うか 等
④小学生（児童クラブ利用児童以外の児童）の保護者	児童館の満足度、改善要望、児童館の立地 等
⑤乳幼児親子自由来館者	児童館の満足度、子育て支援室の設置、改善要望 等
⑥中高生	児童館の満足度、改善要望、放課後どのような場所で過ごしたいか 等

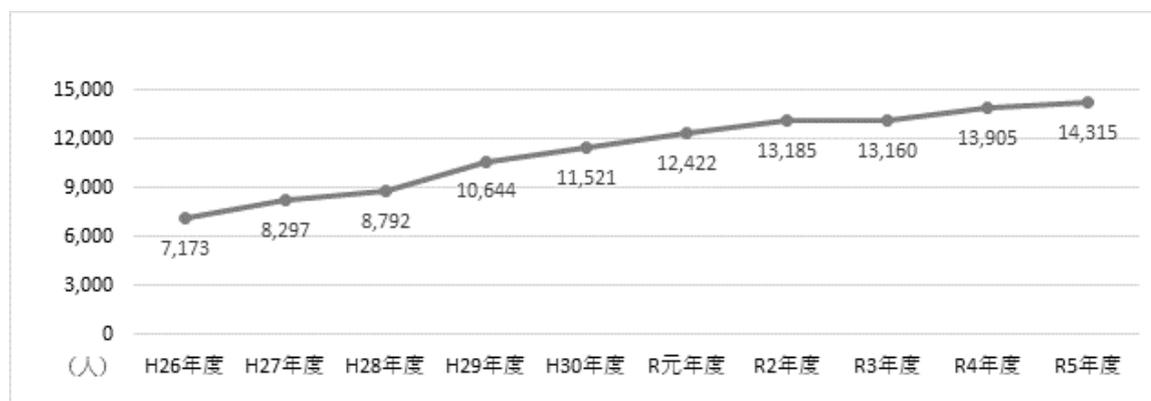
Ⅲ 児童館・児童クラブの課題

1 面積の確保

(1) 十分な広さの確保

- ・市の児童クラブ事業の設備及び運営の基準を定める、「仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定した平成26年度と比較すると、小学6年生までの受入れ拡大や共働き世帯の増加などを背景に、児童クラブ登録児童数が倍増している。(図表3)
- ・児童館での児童クラブ事業実施にあたり、児童館本館で必要な面積が不足する場合は、サテライト室を整備することとしているが、児童クラブ登録児童数の急増等により生活の場・遊び場として十分な広さを確保できていない児童館がある。
- ・児童クラブ利用児童の児童クラブへの要望について、「あそべるスペースを広くしてほしい」が38.8%と3番目に多くなっており、利用児童が十分な広さを求めている状況がうかがえる。(参考資料2 p.20)
- ・また、児童館管理運営団体からも、「よりダイナミックな放課後のくらしを保障するには、基準としてもう少し広い面積がほしい」等の意見が挙がっている。(参考資料1 p.8)

図表3 児童クラブ登録児童数の推移(各年度5月1日時点)



(2) 児童クラブ以外の児童館機能の確保

- ・児童クラブ登録児童の急増に伴い、児童館に占める児童クラブ専有割合が増加し、子育て家庭支援機能や地域交流推進機能など他の児童館固有の機能を縮小せざるを得ない児童館がある。
- ・乳幼児親子自由来館者の、児童館への不満点について、「小学校の夏休みなど利用しづらい」が44.5%と最も多くなっており、児童クラブの児童が一日を通して利用する長期休業期間を中心に、乳幼児親子が利用しづらい状況が生じていることがうかがえる。(参考資料2 p.67)

2 人材の確保・育成

(1) 人材の確保・業務負担の増加

- ・児童クラブの登録児童の増加により、必要となる職員数も増加しているが、恒常的な保育士不足や放課後児童支援員の雇用条件等により職員の確保が難しくなっている。また、児童クラブの大規模化や要支援児の増加により業務負担が増加している。
(図表 4)

図表 4 児童館管理運営団体の児童館の人員数及び人員確保の課題について

【人員数について】

①大いに不足している	6	②不足している	5	③適正	1
④余裕がある	0	⑤十分に余裕がある	0		

【人員確保に関する課題について】

①募集しても集まらない	7
②良い人材が集まらない	6
③後継者が育たない	5
④十分な賃金が支払えない	3
④人事が固定化	3

参考資料 1 p. 8-9

(2) ノウハウの蓄積

- ・児童クラブの受入れが放課後からであることや、児童の登録状況により必要な職員配置数が変動すること等により、放課後児童支援員は有期の非常勤職員の割合が高くなっている。育成支援・相談支援・要支援児への個別の配慮など専門的な知識や豊富な経験が求められるものの、有期の非常勤職員であるため、ノウハウの蓄積、継承が難しくなっている。

3 老朽化・人口減少社会への対応

(1) 児童館の老朽化

- ・児童館のおよそ5割が築20年を経過し、老朽化が進んでいる。このうち改修が行われていない児童館へは大規模改修工事等老朽化への対応が必要となっている。(図表5)

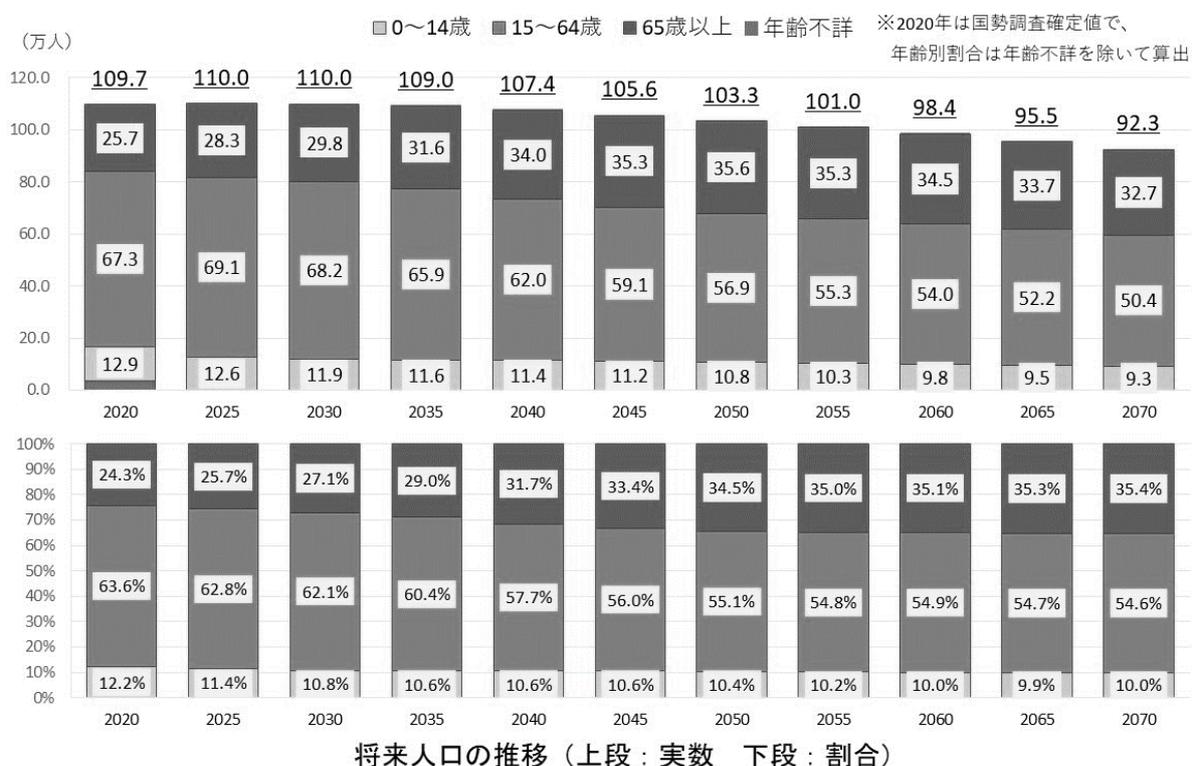
図表5 築20年以上の児童館及び大規模改修未実施館（令和5年4月1日現在）

	20年以上	30年以上	40年以上	合計
児童館数	30館	19館	8館	57館
うち改修未実施館	30館	8館	4館	42館

(2) 人口減少社会への対応

- ・仙台市は近い将来人口減少局面を迎え、小学校児童数も減少が続く見込みである。そのような中でも、宅地開発等の状況により学区によっては、児童が急増する地域、減少する地域が存在し、地域ニーズに合わせた対応が必要となっている。(図表6)

図表6 仙台市将来人口推計



資料：仙台市まちづくり政策局

4 環境整備の遅れ

(1) 防犯対策、エアコン設置

- ・児童館・児童クラブへは児童の安全の確保が求められており、防犯対策のため防犯カメラの設置が必要となっている。
- ・また、遊戯室へのエアコン設置が完了していない児童館があり、夏季には熱中症予防のため遊戯室を使用することができない場合がある。
- ・児童クラブ利用児童の保護者の児童クラブに対する不満について、「遊戯室にエアコンがなく暑くて遊べない」(11.9%)が、「その他」、「無回答」を除くと2番目に多くなっている。(参考資料2 p.22)

(2) 児童館の立地条件による課題

- ・市民センターやコミュニティ・センター併設館、学校外のサテライト室などは、小学校から離れた場所に位置している場合があり、小学校から児童の移動を要し、安全上の課題がある。(図表7、8)

図表7 児童館（児童クラブ室）の設置場所（令和5年10月1日現在）

小学校内			小学校外	
小学校敷地内 又は隣接	小学校合築	余裕教室活用 (マイスクール児童館)	単独館	併設館※
19館	7館	12館	35館	40館
38館			75館	

※市民センターやコミュニティ・センター

図表8 サテライト室の設置場所（令和5年4月1日現在）

小学校内			小学校外		
余裕教室	タイムシェア	プレハブ	民間賃貸物件	プレハブ	公共施設等
12か所	47か所	2か所	25か所	4か所	6か所
61か所			35か所		

5 ICT 利活用の遅れ

(1) 児童クラブ業務への ICT 利活用

- ・児童の入退館管理や、児童館と保護者の連絡等を紙媒体で行っており、保護者・児童館双方の負担となっている。
- ・児童館へのアンケート調査の職員数に関する課題として、「事務量が多い」(59.8%) が最も多くなっており、課題解決の方策としては、「デジタル化の推進」が 44.6% となっている。(参考資料 1 p.5)

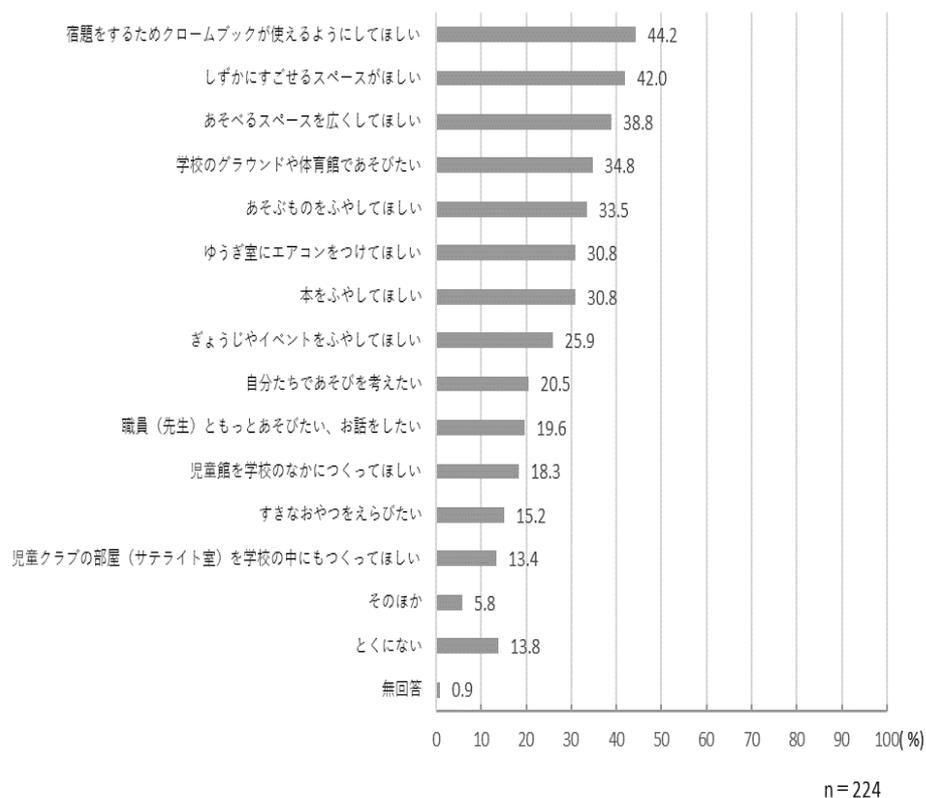
(2) システムがネットワーク化されていない

- ・保護者負担金システムが市と運営団体、児童館の間でネットワーク化されておらず、事務効率及びセキュリティ上の課題がある。

(3) Wi-Fi 環境の整備

- ・1人1台端末 (Chromebook) による宿題等の学習活動に児童クラブで取り組むことができるようにするため、Wi-Fi 環境の整備が必要となっている。
- ・児童クラブ利用児童の児童クラブへの要望について、「宿題をするためクロームブックが使えるようにしてほしい」(44.2%) が最も多くなっており、Wi-Fi 環境の整備に対するニーズの高さがうかがえる。(図表 9)

図表 9 児童クラブ利用児童の児童クラブへの要望



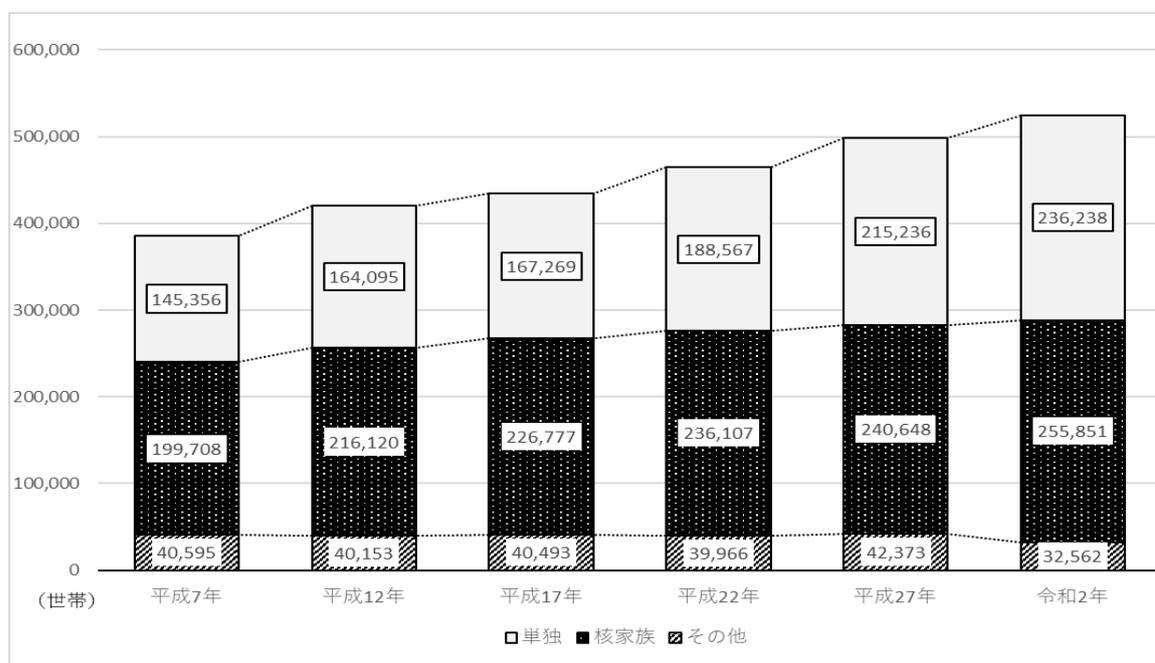
参考資料 2 p.20

6 子育て家庭への支援

(1) 子育て家庭への支援

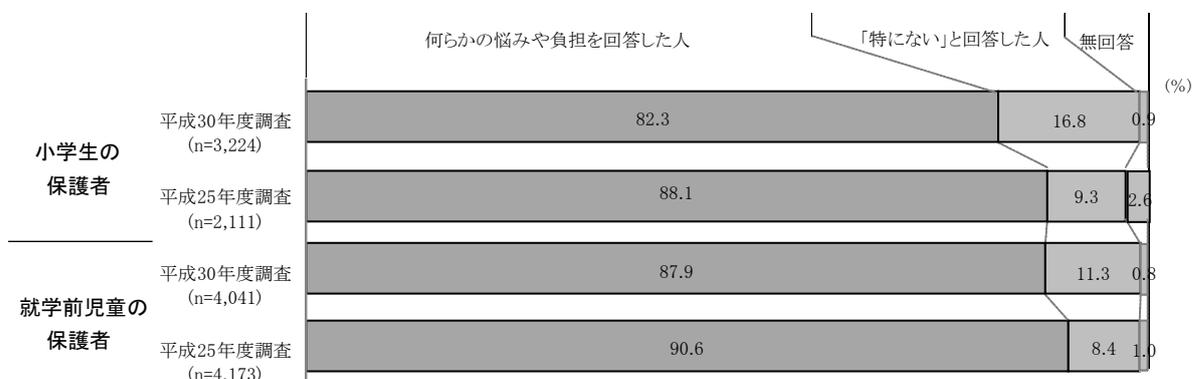
- ・核家族化や地域の人間関係の希薄化等を背景とした、子育てにおける孤立や様々な不安・負担に対し、交流・息抜き・相談支援の場や、負担軽減の支援が求められている。
- ・市の平成30年度の調査によると、子育てをする上での悩みや負担に関しては、平成25年度に比べて減少しているものの、8割以上の人が何らかの悩みや負担を抱えていると回答しており、多くの子育て家庭が支援を求めている状況がうかがえる。(図表10、11)

図表10 仙台市の家族構成の推移（核家族化の進行）



資料：国勢調査（総務省）

図表11 子育てをする上での悩みや負担に思うことの有無



資料：子ども・子育てに関するアンケート調査（平成30年度）（仙台市子ども若者局）

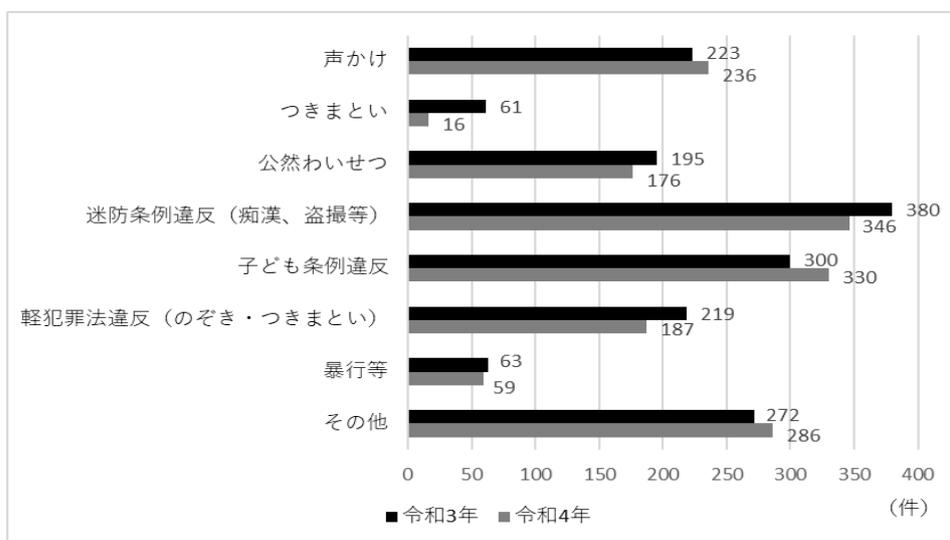
7 安全の確保

(1) 安全の確保

- ・不審者（刃物所持、盗撮、声かけ等）や自然災害（大雨、猛暑等）の増加により、児童館・児童クラブにおいても一層の安全の確保が求められている。
- ・宮城県警察の集計によると、声かけや子ども条例違反の件数が増加している。また、被害者の学識別の集計においては、小学生が30.0%と最も多くなっており、児童の安全の確保が必要となっている状況がうかがえる。（図表 12）

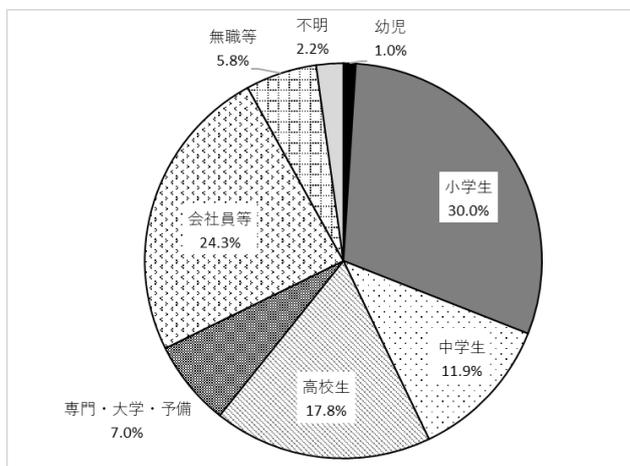
図表 12 宮城県警察の取扱状況（認知件数）及び学識別被害状況

【取扱状況（認知件数）について】



※子ども条例違反とは、宮城県の「子どもを犯罪の被害から守る条例」の13歳未満の者に対する禁止行為（言いがかりをつけたりすぐむ行為、つきまとったり身体等をつかむ行為等）をいう。
 ※その他は、スマートフォンなどによる容姿撮影、凝視、待ち伏せ・見張り、誘い込みなどを示す。

【学識別被害状況について】



資料：宮城県警察取扱状況（宮城県警察本部生活安全部県民安全対策課）

IV 基本理念

令和5年4月に施行されたこども基本法の基本理念なども踏まえ、子どもをまんなかに据え、子どもの最善の利益を第一に考えて、子どもの意見を反映させながら、児童の健全育成を推進していく必要がある。

また、おおむね小学校区ごとに児童館が整備されているという仙台市の強みを活かしながら、乳幼児から中高生世代までの子どもや子育て家庭が気軽に集える場となり、子どもや子育て家庭を切れ目なく支える身近な地域の子育て支援拠点としての役割を果たす必要がある。

そのため、今後の児童館運営に関し、次のとおり基本理念を定め、子ども及び子育て家庭のための施策を推進することが求められる。

- ◆ 子どもをまんなかに、子どもの最善の利益を保障し、子どもの健全な育成を推進する
- ◆ 子どもや子育て家庭に寄り添い支える、身近な地域の子育て支援拠点としての役割を果たす

V 中長期を見据えた基本方針

1 児童の生活の場・遊び場の環境改善

子どもの視点に立ち、子どもが安全安心に心身ともに健やかに育つことのできる環境を計画的に整える。

2 多様性の尊重・子育て家庭を支える地域の拠点

地域の子育て支援拠点として、誰もが利用、交流しやすい環境を整備し、要支援児を含め様々な年代の児童の育成や子育て家庭の支援などを推進する。

3 児童の育ちを支える人材、持続可能な児童館・児童クラブ運営

地域の児童健全育成の拠点として、安定した運営を支える制度運用、人材確保・育成を推進する。

4 社会の変化に対応した施設計画

将来的な人口減少や共働き世帯の増加など、急激な社会の変化に伴う需要の変動に、柔軟に適應できるよう施設マネジメントを行う。

VI 基本方針を踏まえた具体的な対応方針

1 児童の生活の場・遊び場の環境改善

(1) 遊具・備品・図書の充実

課題分析

- ・児童館及び児童クラブサテライト室の遊具・備品・図書の購入費用については、指定管理料等に一定額が含まれるほか、高額な遊具・備品については、管理運営団体からニーズを聴取した上で予算の範囲内で市が適宜購入している。
- ・乳幼児親子自由来館者が児童館に改善を望む事項について、「遊具、絵本、備品の充実」が38.1%と最も多くなっている。また、児童館を利用したことがない小学生の保護者が、児童館がどのような場所であれば、子どもを遊びに行かせたいと思うかについては、「遊具、備品が充実している」が27.4%と3番目に多くなっている。(参考資料2 p.72、p.61)

今後の方針

- ・児童の遊びや活動の充実のため、遊具・備品・図書の拡充、定期的な更新を行っていく。
- ・遊具・備品・図書の拡充、更新にあたっては、毎年各児童館にて実施している児童アンケートの結果など、児童の意見を反映する。

(2) 児童クラブ専用区画面積の拡大

課題分析

- ・専用区画とは、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた、児童クラブ事業専用で使用する区画をいい、条例⁴により、児童1人につきおおむね1.65㎡以上という面積基準を定めている。
- ・仙台市では児童館において児童クラブ事業を実施していることから、居室ごとに児童クラブ専用区画の面積へ算入する割合を定め、その割合を基に算定した面積の専用区画を設けている。(図表13)
- ・児童クラブ利用児童の児童クラブへの要望について、「遊べるスペースを広くしてほしい」が38.8%と3番目に多くなっている。また、児童クラブ利用児童の保護者が、設備面で児童館・児童クラブに必要と考えるものについて、「児童クラブのスペースの拡大」が30.4%と2番目に多くなっており、児童クラブ利用者が児童クラブ専用区画面積の拡大を求めていることがうかがえる。(参考資料2 p.20、p.28)
- ・また、児童クラブ利用児童の多い放課後の時間帯や長期休業期間は、自由来館者が利用しづらい状況があり、子育て家庭支援機能など他の児童館固有の機能を縮小せざるを得ない場合がある。

⁴ 仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

- ・児童館を利用している小学生（児童クラブ利用児童以外の児童）の保護者が、優先的に改善を望む事項について、「自由来館で遊べるスペースの拡大」が32.0%と最も多くなっている。また、乳幼児親子自由来館者が不満に感じている点について、「小学生の夏休みなど利用しづらい」が44.5%と最も多くなっている。（参考資料2 p.58、p.55）
- ・国の通知⁵により、専用区画は体を動かす遊びや活動を行う場とは区分する旨の技術的助言が発出されているが、仙台市では遊戯室の一部面積を専用区画に算入している。遊戯室を居室として使用しているため、体を動かす遊びや、遊び場としての自由来館を制限せざるを得ない場合がある。

図表 13 児童クラブ専用区画への面積算入割合

居室	算入割合
児童クラブ室	100%
集会室、図書室、遊戯室、創作活動室	60% ^{※1}
サテライト室	80% ^{※2}

※1 自由来館者相当分を除いた算入割合

※2 事務スペース及び静養スペース相当分を除いた算入割合

今後の方針

- ・今後新しく整備・改築する児童館、サテライト室より面積基準（1.65 m²/人）の拡大を検討していく。
- ・また、今後新たに整備する児童館については、遊戯室を専用区画に算入せず、遊戯室は体を動かす場所や自由来館で使用できる場所とする。

(3) 落ち着いて過ごせるスペースの確保

課題分析

- ・児童クラブには、生活の場として、子どもが団らんや休息等のためゆったりとくつろげるスペースや、おやつや食事、自主的な学習活動が落ち着いてできるスペース、体調の悪い時に静養できるスペース等を確保することが求められる。
- ・仙台市では、児童館本館、サテライト室に静養スペースを設けることとしているが、登録児童数等の状況から、サテライト室を中心に十分なスペースを確保できていない場合がある。
- ・児童クラブ利用児童が児童クラブについてよくないと感じていることについて、「まわりがうるさくておちつかない」（30.4%）が、「とくにない」（42.0%）を除くと最も多くなっている。また、児童クラブへの要望について、「しずかに過ごせるスペースがほしい」が42.0%と2番目に多くなっている。（参考資料2 p.6、p.8）

⁵ 平成26年5月30日付雇児発0530第1号「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」

今後の方針

- ・児童クラブの実施箇所ごとに、工夫して空間を区切るなどの対応を含め、静養スペースを確保する。また、児童の意見を取り入れながら、居室ごとに、休む部屋、自主学習の部屋、カード遊びなどをする部屋、体を動かす遊びをする部屋など役割を分け使用する。

(4) Wi-Fi 環境、防犯カメラ整備

課題分析

- ・仙台市では、教育に関する ICT 環境の整備の一環として、児童生徒 1 人 1 台端末 (Chromebook) を導入しており、小学校において、情報端末を活用して宿題が課されるなど、家庭での利用が進んでいる。そのため、生活の場でもある児童クラブにおいても、1 人 1 台端末を使用して宿題等の学習活動に取り組めるよう、Wi-Fi 環境の整備が必要となっている。令和 4 年度には児童館 5 館でモデル事業を実施し、学校との調整や 1 人 1 台端末の取扱いのルールの整理等を行った。
- ・児童クラブ利用児童の児童クラブへの要望について、「宿題をするためクロームブックが使えるようにしてほしい」が 44.2%と最も多くなっている。(参考資料 2 p.20)
- ・児童館では児童の安全の確保が求められており、安全安心な利用のための施設設備面における防犯対策として、全館への防犯カメラの設置が必要となっている。

今後の方針

- ・生活の場として、児童が 1 人 1 台端末を活用した学習活動に取り組めるよう、すべての児童クラブ実施箇所に Wi-Fi 環境を順次整備する。
- ・児童の安全の確保のため、防犯カメラを順次設置する。

(5) 全居室へのエアコン設置

課題分析

- ・平成 23 年度以降、児童クラブ室以外の児童の居場所となる集会室、図書室、創作活動室、遊戯室及びサテライト室へのエアコンの整備を開始し、児童の利用状況や建物の形状、大規模改修の予定年次などを勘案しながら、整備を進めている。令和 5 年 4 月 1 日現在、遊戯室を除く主要な諸室にはエアコン設置が完了しており、未設置は遊戯室 70 室となっている。(令和 5 年度に 7 館設置予定)
- ・暑さ対策として、冷風機や大型扇風機の配備などの対策のほか、熱中症予防のため、児童の体調確認や水分補給の声がけ、見守り等を行っているものの、多くの児童が夏休み期間を過ごす児童館の遊戯室には、熱中症予防や遊び場の確保の観点から早急なエアコン設置が必要となっている。

今後の方針

- ・遊戯室へのエアコン未設置の児童館について、令和 8 年度中の全館設置を目指し、集中的に整備を進める。
- ・併せて、児童館の中でも遊戯室の面積比率が高く、特に緊急性の高い館については、令和 6 年夏までに、応急的にリース機器を設置する。

(6) 安全計画の策定、定期的な見直し

課題分析

- ・近年、児童を狙った不審者の発生が増加しており、学校や保護者、地域と連携した対応が必要となっている。
- ・大雨、土砂災害等の気象災害を中心に自然災害が増加している。また、猛烈な暑さによる熱中症対策も必要となっている。
- ・本市児童館における盗撮事案や保育施設などにおける不適切な保育等、全国の子どもへの支援の現場において、不適切な行為等が相次いで発生している。

今後の方針

- ・各児童館・児童クラブにおいて、安全確保に関する取り組みを整理の上、総合的な安全計画を策定し、実践的な訓練や研修などの取り組みを適切に実施する。また、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じ計画の変更を行う。
- ・毎年市が安全計画の内容や実施状況を確認するとともに、安全管理に関する研修や好事例の運営団体への展開を実施する。
- ・職員自らのサービスのあり方や児童への接し方について、定期的に振り返る機会をもち、事件・事故の危機意識をもって業務を遂行することができるよう、児童対応に関する倫理・サービスセルフチェックを実施する。

2 多様性の尊重・子育て家庭を支える地域の拠点

(1) 子育て支援室の整備・職員の配置

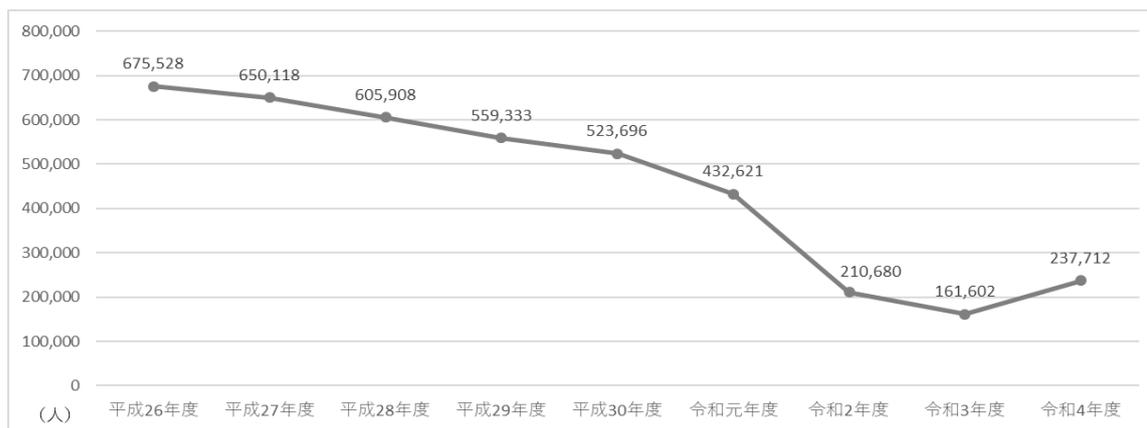
課題分析

- ・児童館は子育て家庭支援機能を有し、親子を対象とした行事や幼児クラブの開設、子育て相談、子育てサークル等の育成などにより、子育て家庭の支援を行っている。乳幼児親子の自由来館については、平日 9 時から 18 時、土曜日 9 時から 17 時に受入れを実施し、週 1 回程度、絵本の読み聞かせやリズム遊び等の乳幼児親子を対象とした行事を行っている。
- ・また、令和 2 年 4 月から、乳幼児親子向けの専用室として、地域子育て支援室を 10 館⁶に設け、①子育て家庭の交流の場の提供と交流の促進、②子育てに関する相談、援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施などの事業を行っている。
- ・乳幼児親子自由来館者数は令和 3 年度まで減少傾向にある。減少の要因としては、令和元年度までは、児童クラブの受入れ学年を順次拡大するなど児童クラブ登録児童が増加し、児童館のスペース面などで児童クラブが中心となったことが考えられる。また、令和 2 年度以降の急激な減少は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自由来館を休止・制限していたことによるものである。(図表 14)

⁶ 台原・小松島・吉成・新田・荒町・長町・東四郎丸の各児童館及び松陵・住吉台・虹の丘の各児童センター

- ・令和4年7月より自由来館を全面再開したが、児童クラブ専有割合の増加等により、自由来館時間が限定されたり、長期休業期間中など利用しづらい状況となっており、コロナ禍以前と比べ自由来館者は少ない状況である。
- ・乳幼児親子自由来館者が、利用する児童館へ子育て支援室を設置してほしいと思うかについては、「思う」が47.7%と最も多くなっており、一定のニーズがあることがうかがえる。(参考資料2 p.69)

図表 14 乳幼児親子自由来館者数の推移



※令和2年3月から令和4年6月まで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、自由来館の休止期間あり。

今後の方針

- ・保育所等地域子育て支援センター⁷の設置状況等を踏まえながら、新改築する児童館への子育て支援室の設置を検討する。
- ・併せて、子育て支援クラブや子育てサークルなど地域の子育て支援団体と協力し、子育て支援の強化を図る。
- ・また、今後新たに整備する児童館については、遊戯室を児童クラブ専用区画に算入しないこととし、乳幼児親子利用スペースを拡大する。

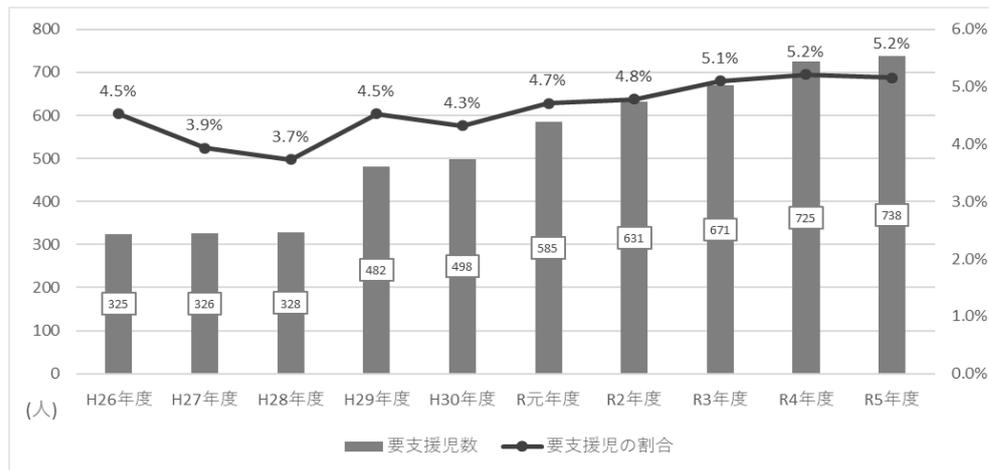
⁷ 子育て支援室同様、保育所及び認定こども園において子育て相談や子育て家庭の交流の場の提供を行っており、市内27か所(公立10か所、私立17か所)にて実施。

(2) 要支援児の支援体制強化

課題分析

- ・平成 26 年度と比べ要支援児数が 2 倍以上に増加するとともに、児童クラブ登録児童数に占める要支援児の割合も増加傾向にある。(図表 15)
- ・要支援児対応に関しては、各児童クラブの要支援児数に応じて、職員を追加で配置している。(図表 16)
- ・また、平成 30 年度より、他職員への要支援児対応等に関する指導・補助、学校や放課後等デイサービス事業者など他機関との連携等の役割を担う人材を養成することを目的に、児童館特別支援コーディネーター養成研修を実施し、各館 1 名程度配置している。
- ・要支援児の支援においては専門的知識・技術が求められるものの、加配職員が非常勤職員であるため、職員の確保が困難である。また、採用後も、要支援児への個別の配慮など負担が大きく、雇用形態と職責との乖離により定着が難しい状況となっている。

図表 15 要支援児数と登録児童全体に占める割合の推移（各年度 5 月 1 日時点）



図表 16 要支援児対応職員の加配基準（令和 4 年度までの基準）

要支援児数	3～6 人	7～10 人	11～14 人	15～18 人	19～22 人	23 人以上
加配職員(非常勤職員)	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人

資料：仙台市児童クラブ要支援児登録事務取扱要領

今後の方針

- ・要支援児対応職員の確保、定着を図るため、要支援児対応の加配職員のうち 1 名を常勤職員とする。(令和 5 年度より実施) (図表 17)

図表 17 要支援児対応職員の加配基準（令和 5 年度からの基準）

要支援児数		3～6 人	7～10 人	11～14 人	15～18 人	19～22 人	23 人以上
加配職員	常勤職員	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	非常勤職員	-	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人

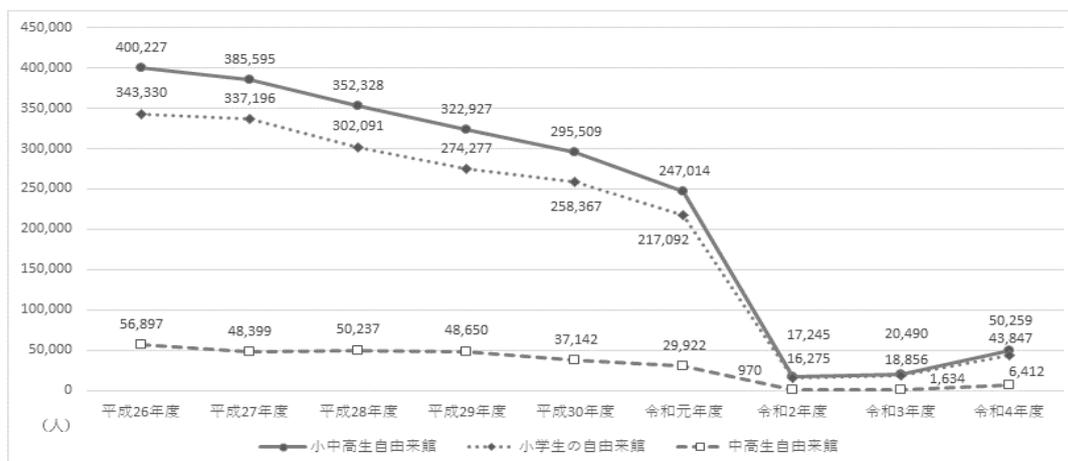
資料：仙台市児童クラブ要支援児登録事務取扱要領

(3) 中高生等の自由来館の促進

課題分析

- ・児童館は、18歳未満のすべての児童を対象としており、自由来館児童への遊び場の提供に加え、遊びの指導や行事等を通して児童の健全育成を図る、児童健全育成機能を持つ施設である。
- ・小中高生の自由来館については、平日9時から18時、土曜日9時から17時で受入れを行っている。また、中高生が夕方時間帯に優先的に遊戯室を使用して遊ぶことのできる「中高生タイム」を設けている児童館が多い。
- ・児童クラブ登録児童の急増や新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、小中高生の自由来館者は減少傾向にある。中でも中高生は、自由来館者数が非常に少なくなっている。(図表18)
- ・中高生の自由来館者が児童館に望む事項については、「中高生が主体の行事・企画の充実」が33.3%と二番目に多く、児童館を利用していない中高生においても、児童館がどのようなところだったら利用したと思うかについては、「中高生が主体の行事・企画が充実している」が34.1%となっている。(参考資料2 p.80、p.82)

図表18 小中高生自由来館者数の推移(各年度5月1日時点)



今後の方針

- ・中高生が主体的に企画運営する行事の実施や、ボランティア・職場体験の受入れなど、中高生が児童館に関わる機会を増やしていく。
- ・また、小中高生を対象とした行事等の好事例を運営団体へ展開し、内容の向上や充実化を図る。
- ・今後新たに整備する児童館については、遊戯室を児童クラブ専用区画に算入せず、自由来館で使用できる場所とする。

(4) 地域交流推進機能の充実

課題分析

- ・ 児童館は地域交流推進機能を有し、児童館運営懇談会や小学校の学校運営協議会等を通じ、町内会や子ども会などの地域団体と連携体制を構築している。また、子育て支援クラブへ活動場所を提供するなど、児童の健全育成を図る団体の活動を支援している。
- ・ さらに、行事や昔遊び伝承の講師に地域の方を招いたり、町内会が主催するコミュニティまつりと児童館まつりを共同で開催する等の連携を実施するとともに、地域の商店街や史跡、農園訪問など地域資源を活用した児童の体験活動を実施している。
- ・ しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大によって交流の機会が減少するなど、地域とのつながりが希薄化傾向にある。コロナ禍においては、行事を行う場合に人数制限を設けるなど、地域の人材資源に支えられてきた行事や活動に制約が生じていた。

今後の方針

- ・ コロナ禍以前からの地域との顔の見える関係を継続するとともに、行事等を通じた地域との連携・協力体制の強化を図る。行事については、各児童館における地域交流の好事例を運営団体に展開し、内容の向上や充実化を図る。
- ・ また、児童館だより等を通じ町内会や地域団体へ児童館情報を発信し、地域の児童館への理解を深める。

(5) 行事・イベントの充実

課題分析

- ・ 児童館では、小学生を対象とした工作や昔遊び、野外活動、季節ごとのイベントなど行事を定期的に行い、様々な遊びや体験、交流を通じた健全育成を図っている。また、乳幼児親子を対象に、絵本の読み聞かせやリズム遊びなどの行事を行い、参加者同士が交流できる場を設け、子育て家庭の交流を促進している。
- ・ 児童館を利用している小学生の保護者が、優先的に改善を望む事項について、「行事・イベントの充実」が18.0%と2番目に多い。また、乳幼児親子自由来館者が、児童館に改善を望む事項について、「行事の充実」が31.0%と2番目に多くなっており、児童館利用者が行事・イベントの充実を望んでいる現状がうかがえる。(参考資料2 p.58、p.72)

今後の方針

- ・ 子どもや子育て家庭の意見を取り入れながら、児童館における行事・イベントを充実させ、子どもが様々な活動に自発的に取り組めるようにしたり、子育て家庭の孤立化の防止を図る。

3 児童の育ちを支える人材、持続可能な児童館・児童クラブ運営

(1) 職員体制の強化、処遇改善

課題分析

- ・児童クラブ登録児童数の増加に伴い、支援の単位⁸が4単位以上の大規模な児童クラブが増加し、児童クラブ全体のおよそ3割を占めている。(図表19)
- ・支援の単位に応じ職員を追加配置しているが、児童数が多いことにより児童の健康管理や保護者対応等の業務が増加し、とりわけ、複数サテライト室の管理や職員の増加による職員管理、シフト調整等館長業務の増大が課題となっている。
- ・また、放課後児童支援員は、保育士等の資格要件があるが、給与水準が低くなっている。(図表20)
- ・仙台市では、放課後児童支援員の確保、定着を図るため、国の処遇改善に係る子ども・子育て支援交付金を活用し、放課後児童支援員の処遇改善を実施している。(図表21)
- ・児童クラブの受入れが放課後からであることや、児童の登録状況により必要な職員配置数変動すること等により、有期の非常勤職員での雇用が多い。
- ・そのため、職員の採用が進まなかったり、定着しにくい状況となっている。

図表19 令和5年度単位数ごとの児童クラブ数(令和5年4月1日時点)

	1単位	2単位	3単位	4単位	5単位	6単位	7単位	計
児童クラブ数	6	40	35	18	10	0	3	112
4単位以上の児童クラブ数				31				

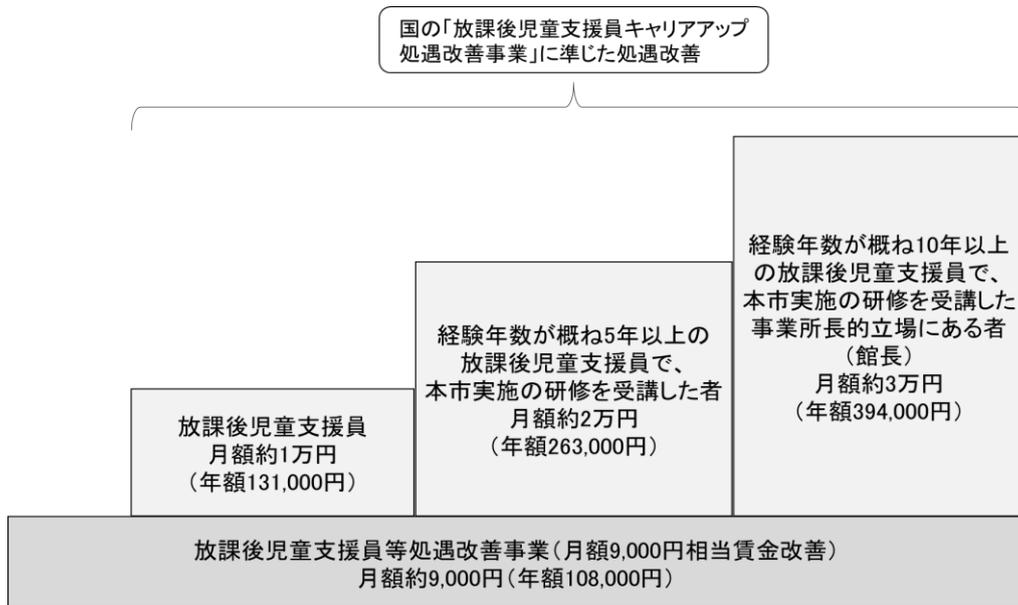
図表20 放課後児童支援員の給与(年額(手当・一時金込)(全国平均)(令和4年3月時点)

支給方法	勤務形態	全体	公設民営
月給の者	常勤	290.0万円	304.6万円
	非常勤	156.3万円	127.5万円
時給の者	常勤	141.0万円	140.8万円
	非常勤	99.6万円	95.1万円

資料：放課後児童クラブの運営状況及び職員の処遇に関する調査(みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社)

⁸ 支援の単位は、児童の集団の規模であり、児童が相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりを持って共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の児童と信頼関係を築いたりできる規模として、条例によりおおむね40人以下と定められている。

図表 21 仙台市の放課後児童支援員の処遇改善（イメージ図）



今後の方針

- ・ 児童クラブの大規模化に対しては、大規模児童クラブにおいて増大している業務が主に館長業務であるため、館長を補佐する人員の配置や一部児童クラブの分割等を検討する。
- ・ 放課後児童支援員の処遇に関しては、人材の確保・定着を図るため、給与の底上げを図る処遇改善や、経験年数や職責等に応じた更なる処遇改善により魅力的な雇用環境の整備を目指す。
- ・ また、職員の配置基準や加配の基準の見直しにより、常勤職員の割合の改善を検討する。

(2) 児童の健全な育成を支える人材育成

課題分析

- ・ 児童館・児童クラブの運営については、国においてそれぞれ、「児童館ガイドライン」、「放課後児童クラブ運営指針」を策定しており、仙台市と児童館の管理運営団体が締結している協定における児童館管理業務仕様書において、児童館の管理にあたってはこれらを遵守するものと定めている。
- ・ 市においては、児童館等の職員に必要な資質の向上を目的として、児童館等職員研修を年10回程度実施している。
- ・ 児童館職員には、「児童館ガイドライン」で示されている職務を遂行することはもちろん、福祉的課題への対応など期待される役割は年々大きくなっている。また、コロナ禍において、自由来館を休止、制限したことにより、職員が乳幼児親子や中高生の対応等の経験を十分に積むことができないという課題も生じたところである。

- ・児童クラブにおける放課後児童支援員の資格は、保育士や教員等の資格を有する者が、都道府県等が行う認定研修を修了することで取得できるものである。当該研修により、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を習得するが、資格取得から一定期間を経過した職員に対しては、「放課後児童クラブ運営指針」など、児童クラブ事業の目的や役割、基準などの基本的な事項を再確認する必要がある。
- ・また、大規模児童クラブを中心に、日・時間によって単位を構成する児童が変動することや、放課後児童支援員のシフト制のため支援員が入れ替わる状況がある。

今後の方針

- ・国の「児童館ガイドライン」や「放課後児童クラブ運営指針」などに沿った児童の健全な育成を支える職員の研修の充実等により人材育成を推進する。
- ・これまで以上に、放課後児童支援員が個々の児童と信頼関係を築きながら、それぞれの児童の発達の特徴や児童同士の関係を踏まえた支援ができるよう、職員体制のあり方や支援員の関わり方等について検討する。

(3) 保護者負担金の適正化

課題分析

- ・仙台市の現在の保護者負担金額や減免制度、保護者負担金に係る歳入等の状況等は下表のとおりである。(図表 22-24)
- ・児童クラブにおける保護者負担について、国は「保護者が基本的な運営経費の2分の1を負担する」という考え方を示しており、残りの2分の1を、国、県、市が3分の1ずつ負担することとしている。国の考え方及び市の基本的な運営経費の負担割合は下表のとおり。(図表 25)
- ・また、児童クラブ事業における経費区分の考え方は下表のとおりであり、施設整備費等のインシヤルコストや、ランニングコストのうち要支援児対応に係る費用や放課後児童支援員の処遇改善費は国、県、市で負担すべきものであり、基本人件費など運営に係る経費等は、保護者に一部負担を頂き、保護者負担金を充当することができる。(図表 26)
- ・全国の公設民営の児童クラブの平均月額利用料(令和3年度)は6,540円(延長料金や減免等を含まない)⁹である。また、他の政令指定都市と比較すると低額となっている。

保護者負担金の適正化にあたって考慮すべき事項

- ・児童の日常的な生活の場・遊び場として児童館・児童クラブの果たすべき役割が年々大きくなっている中、児童館によっては遊戯室にエアコンが未設置であるなど、館ごとの環境に係る格差もあり、その解消に向けた改善が急務となっている。
- ・そうした環境改善を図りつつ、将来的に事業を持続可能なものとしていくためには、保護者負担割合を高めていく必要があるが、昨今の物価高騰等により子育て家庭の経済的負担が増加している中で、更なる負担の増加を求めることは子育て家庭へ相当な影響を及ぼすことを考慮すべきである。

⁹ 放課後児童クラブの運営状況及び職員の処遇に関する調査(みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社)

図表 22 保護者負担金

利用区分	利用時間帯	負担金額（月額） ※児童 1 人当たり
基本利用分	平日……………放課後から午後 6 時 土曜日……………午前 9 時から午後 5 時 学校長期休業日等…午前 8 時から午後 6 時	3,000 円
延長利用分	平日……………午後 6 時から午後 7 時 15 分 学校長期休業日等…午後 6 時から午後 7 時 15 分	1,000 円

図表 23 減免制度

対象世帯	減免内容 (基本利用分のみ)	減免割合※
・生活保護受給世帯 ・市民税非課税世帯 ・世帯収入半減世帯 ・被災（全壊）世帯	全額免除	5.4%
・市民税課税であって所得税非課税世帯 ・被災（半壊）世帯	半額免除	0.6%

※令和 4 年 3 月時点の登録児童数に占める減免適用児童数の割合

図表 24 保護者負担金歳入及び保護者負担割合等の推移

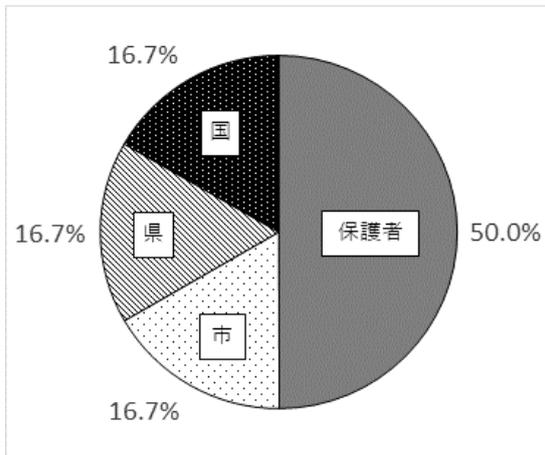
	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	平均
児童クラブ 登録児童数※1	10,156 人	10,982 人	11,777 人	12,329 人	12,649 人	13,047 人	11,823 人
児童クラブに係る 基本的な運営経費	2,426,468 千円	2,617,614 千円	2,732,994 千円	2,908,964 千円	2,960,967 千円	3,043,709 千円	2,781,786 千円
保護者負担金歳入 ※2	382,297 千円	416,387 千円	437,344 千円	471,318 千円	482,175 千円	498,450 千円	437,904 千円
保護者負担割合	15.8%	15.9%	16.0%	16.2%	16.3%	16.4%	16.1%

※1 各年度の平均登録児童数

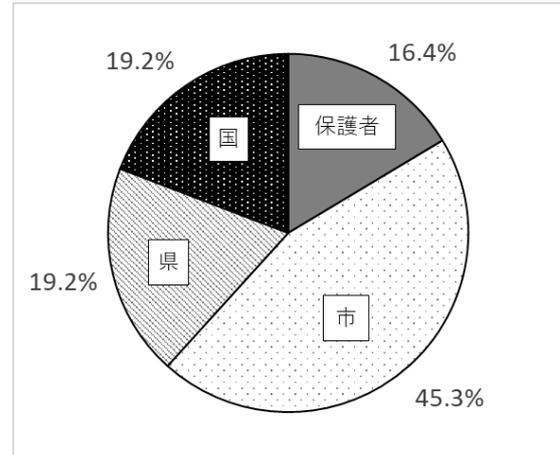
※2 令和 2、3 年度は新型コロナウイルス感染防止による減額分（利用回数に応じた減額措置）を含む

図表 25 基本的な運営経費における負担割合の国の考え方及び仙台市の状況（令和 4 年度）

【国の考え方】

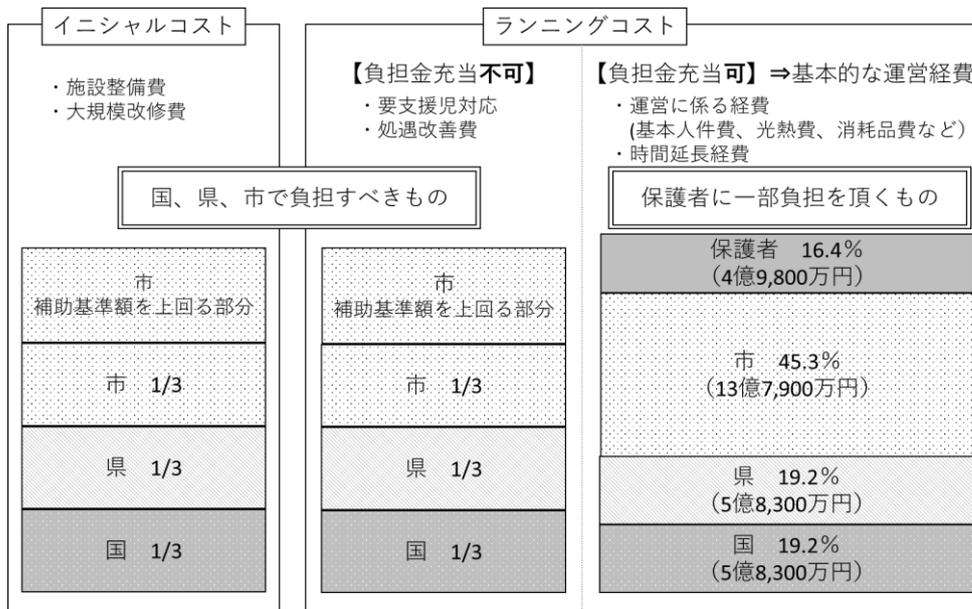


【仙台市の状況】



※四捨五入により合計が 100%とならない。

図表 26 経費区分の考え方及び現状



今後の方針

- 保護者負担金の適正化については、まずは、児童館・児童クラブの環境改善に優先的に取り組むことが必要であり、これらの環境改善に一定の目途がつく令和 8 年度以降の実施に向けて、検討を行う。

(4) 指定管理者の公募化の促進

課題分析

- 仙台市の児童館事業においては、平成 16 年度に指定管理者制度を導入し、平成 17 年度以降に新築した児童館は公募により指定管理者を選定している。それ以前より設置している児童館は、施設の役割や担い手となる事業者の状況等を踏まえ、非公募での選定を行っており、施設改築時に公募化する方針としている。(図表 27)

図表 27 児童館の公募状況（令和 5 年 5 月 1 日時点）

	児童館・児童センター	マイスクール児童館	コミュニティ児童館	計
	指定管理者制度	業務委託契約		
公募	35	6	-	41
非公募	63	6	2	71

今後の方針

- ・市民サービスの向上と施設運営の効率化を図るため、児童館改築の場合を中心に非公募から公募へ移行し、施設ごとに最も適切な運営主体を選定する。

4 社会の変化に対応した施設計画

(1) 小学校改築に合わせた合築化

課題分析

- ・仙台市では、児童館の新設、更新にあたっては、小学校敷地の利用を基本とし、これが困難な場合は、市民センターやコミュニティ・センターとの併設等により整備を行っている。
- ・しかしながら、児童館整備開始当初は、整備推進のため、市民センターや他の社会福祉施設等との合築、単独設置など多様な設置形態で整備を行っており、現在でも小学校外に設置されている児童館が多く存在する。
- ・また、児童館の中には小学校から徒歩 10 分以上かかったり、登館時に通行量の多い車道を横断したりする必要のある児童館がある。
- ・児童クラブ利用児童の保護者、小学生（児童クラブ利用児童以外の児童）の保護者が、児童館の立地に関してもっともよいと思うものについては、「小学校と併設または敷地内」が最も多く、次いで「小学校周辺（児童館単独）」となっており、児童館の小学校内への設置を望んでいることがうかがえる。（参考資料 2 p.39、p.62）

今後の方針

- ・小学校外に設置されている児童館については、児童の安全安心の観点から、当該学区の小学校が改築される際には合築化を検討する。
- ・具体的には、児童館が小学校よりも先に改築の必要が生じる場合には、小学校敷地内への移転改築を検討し、小学校が先に改築の必要が生じる場合には、児童館の老朽度の状況のほか、学区内の児童数の推移や学校からの距離、学校敷地の状況など、該当学区ごとに個別の条件を勘案しながら、児童館合築の可否を検討していく。
- ・校庭や体育館等の活用による児童が体を動かす場の確保など、児童の活動の充実のため、より一層小学校と連携を図っていく。

(2) 学校施設へのサテライト室設置

課題分析

- ・児童館での児童クラブ事業実施にあたり、児童館本館で必要な面積が不足する場合は、サテライト室を整備することとしており、整備にあたってはこれまで学校施設等の活用を基本としつつ、困難な場合は民間賃貸物件や集会所等への整備を進めてきている。

- ・令和5年4月1日現在96か所のサテライト室を整備しており、そのうち約4割のサテライト室が小学校外に設置されている。児童館本館同様に、サテライト室の中には小学校から徒歩10分以上かかったり、登館時に通行量の多い車道を横断したりする必要のあるサテライト室がある。
- ・また、サテライト室は、児童館本館が図書室、遊戯室、児童クラブ室等居室が分かれているのに対し、一つの大きな空間である場合が多く、児童が生活の場・遊びの場として、安全安心に、健やかに過ごすことのできる空間設計が難しい。
- ・加えて、小学校外にあるサテライト室は、校庭や体育館がないため、体を動かす場所がないという課題も抱えている。
- ・児童クラブ利用児童の児童クラブへの要望において、「学校のグラウンドや体育館であそびたい」が34.8%と4番目に多くなっている。(参考資料2 p.20)

今後の方針

- ・今後児童館本館で必要な面積が不足する場合は、学校施設の活用を基本に、児童クラブサテライト室を整備し、児童クラブを安全安心に利用でき、可能な限り校庭や体育館を活用するなど、充実した活動を行うことができるようにする。学校施設へのサテライト室設置にあたっては、教育委員会、小学校と緊密な連携を図っていく。
- ・将来児童数が減少していく際には、登録児童の約3割が利用しているサテライト室を減らすことで調整することとし、転用しやすい特別教室のタイムシェアによる活用などを中心としていく。
- ・サテライト室の設置にあたっては、児童クラブサテライト室に関するワーキンググループ¹⁰における議論の結果を踏まえ、上記の方針のほか以下の事項に留意し設置を行う。
 - ①空間の使い方の工夫・過ごし方に合わせた必要なスペースの確保
ロッカーや簡易的な衝立等により空間を工夫して分割し、落ち着いて過ごせるスペースや自主学習のスペースなど、空間ごとに役割を分け使用する。
 - ②特色ある活動や備品等の充実
児童にとって魅力的な活動空間となるよう、児童の意見を踏まえながら、連続性、発展性のある遊びなど特色ある活動や、創作活動に必要な備品等の充実を図る。
 - ③小学校等関係機関との連携強化
ともに児童を育成する機関として、校庭・体育館の活用や安全管理、設備・備品の共有等について、より一層教育委員会、小学校と連携を図っていく。また、児童クラブと小学校の連携の好事例を展開するなど、児童クラブ、小学校の相互理解の促進を図る。

¹⁰ 飯島副議長を座長とし、管理運営団体とともに、サテライト室の現状や課題を共有し、環境改善の方向性について意見交換を行ったもの。

(3) 小学校区単位の児童館整備

課題分析

- ・仙台市ではこれまで1小学校区に1児童館の整備を進めており、令和5年10月1日現在、119学区のうち112学区に、児童館（児童クラブ室）を113館（室）整備している（国見小学校区は1学区に2館）。
- ・概ね1小学校区に1児童館の整備が完了しているものの、7学区（上愛子小、秋保小、馬場小、野村小、実沢小、福岡小、鶴が丘小）については児童館（児童クラブ室）が設置されていない。これらの学区については、児童館や児童クラブの代替となる事業として、隣接する児童館への移動支援や放課後子ども教室、民間児童クラブ等により対応している。
- ・今後約35年で小学校児童数が3割程度減少する¹¹ことが想定されており、児童数減少により小学校の統廃合が行われる可能性がある。

今後の方針

- ・仙台市の児童館は、児童クラブ機能のほか、乳幼児親子など子育て家庭の支援機能、地域交流推進機能等を有しており、この児童館が小学校区毎に設置されていることが、市の強みである。そのため、引き続き小学校区単位の児童館整備を基本とし、今後も地域（小学校区）の子育て支援拠点施設としての役割を果たしていく。
- ・今後児童数減少等により小学校が統廃合される場合は、併せて児童館の統廃合を検討する。

(4) 児童推計を踏まえた児童館整備

課題分析

- ・将来児童生徒推計を基に、今後5年程度の児童クラブ登録児童数を推計し、児童館・児童クラブサテライト室の整備を行っている。
- ・学区により、開発が進み児童が増加する地域と、郊外や丘陵住宅地域など児童が減少する地域が存在するが、小学校児童数の減少に伴い、地域差が拡大していく可能性があり、地域ニーズに合わせた対応が必要となっている。

今後の方針

- ・中長期の学区内児童数推計を踏まえ、将来の児童数にあった規模の児童館を整備する。

¹¹ 小学校区毎の年齢（各歳）別将来推計人口（仙台市まちづくり政策局政策企画課）によると、2057年には小学校在籍児童数が現在の7割となる。

(5) 計画的な改築・大規模修繕の実施

課題分析

- ・仙台市では「仙台市公共施設総合マネジメントプラン」に基づき「大切に長く使う」を基本方針に、建築後概ね 20 年毎に計画的に改修を行うこととしており、公共施設全体の老朽度や緊急度等を総合的に勘案し、大規模改修の優先順位を決定している。
- ・児童館のうち 57 館が築 20 年以上であるが、このうち 42 館が大規模改修未実施である。
- ・設備の故障や床・壁の劣化など、日常的な修繕については、児童の安全の観点などから優先順位をつけて、都度対応している。

今後の方針

- ・「仙台市公共施設総合マネジメントプラン」に基づき、概ね 20 年毎に児童館の大規模改修工事を行うことができるよう、今後 10 年間で工事実施数を拡大していく。
- ・児童の安全に関わるなど緊急性の高い修繕は早急に対応し、その他の修繕については計画的に対応していく。

5 子育て家庭の負担軽減、ICT 利活用 (1)~(3)にまたがる対応方針、施策)

(1) 長期休業期間中の注文弁当配送

課題分析

- ・仙台市では、保護者が弁当事業者と調整し、長期休業期間中の注文弁当の配送を実施している児童クラブが一部ある。
- ・全国の児童クラブのうち 22.8%¹²において長期休業期間中の昼食提供が行われており、仙台市においても有志の保護者から要望書が提出されるなどニーズが高く、子育て家庭の負担軽減が必要となっている。
- ・児童クラブ利用児童の保護者が、児童クラブに優先的に改善を望む事項についても、「長期休業期間中の注文弁当の配達サービス」が 35.2%と最も多くなっており、長期休業期間中の注文弁当配送の需要が高いことがうかがえる。(参考資料 2 p.31)

今後の方針

- ・長期休業期間中に注文弁当配送のモデル事業を実施し、事業化に向けた課題を把握するとともに、各児童クラブの状況を踏まえながら段階的に事業規模を拡大するなど将来的な導入に向けた検討を進める。

(2) おやつ注文・業者配送

課題分析

- ・国の「放課後児童クラブ運営指針」では、放課後児童クラブにおける育成支援の内容として、「子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する」ことが示されている。

¹² 長期休業中に事業所として昼食を提供している放課後児童クラブ数を把握している自治体内に所在する児童クラブに対する割合(令和 5 年 5 月 1 日時点)(放課後児童クラブにおける食事提供について(子ども家庭庁))

- ・仙台市においては、児童クラブごとにおやつを提供方法を決定しており、延長児童のみ各家庭よりおやつを持参するという方法が多くなっている。
- ・児童クラブ利用児童の保護者が、児童クラブ運営について必要と考えるものについて、「児童館によるおやつの手配、配布」が 22.6%と 2 番目に多くなっており、保護者がおやつの注文・業者配送を求めていることがうかがえる。(参考資料 2 p.29)

今後の方針

- ・保護者が個別におやつを注文し、業者が児童クラブへ配送するモデル事業を実施し、事業化に向けた課題を把握するとともに、各児童クラブの状況を踏まえながら段階的に事業規模を拡大するなど将来的な導入に向けた検討を進める。

(3) 入退館管理、保護者連絡用アプリケーション導入

課題分析

- ・仙台市では、市が児童の登録情報等を管理する児童クラブ登録者システムを導入している。また、児童の入退館を管理するシステムについては、一部の運営団体が独自で導入している場合がある。保護者への連絡等を行うアプリに関しては、運営団体独自のものを含め導入の実績がない。(図表 28)
- ・児童の入退館管理や連絡帳のやり取りなど紙媒体が中心となっており、保護者・児童館双方の負担となっている。
- ・また、児童クラブ登録者システムが、市と運営団体、児童館の間でネットワーク化されていないため、個人情報を含む情報などは USB メモリ等の記憶媒体を持参することによりデータの収受を行っており、事務効率及びセキュリティ上の課題がある。

図表 28 政令指定都市のシステム導入状況（令和 4 年 4 月 1 日時点）

	市として導入	運営団体、事業者 独自に導入	導入していない
児童クラブ 登録者システム	⑫	4	4
入退館管理システム	2	⑦	11
保護者連絡アプリ	4	6	⑩

※丸囲みは、仙台市が含まれていることを示す

今後の方針

- ・安全安心な利用や、保護者・児童館の負担軽減、業務効率化を図るため、入退館管理の自動化による確実な児童の出欠管理や、入退館情報の保護者への通知などを行う入退館管理システムと、保護者と児童館との登館スケジュールの共有や諸連絡をデジタル化する、保護者連絡アプリケーションを導入する。